

ご契約者さま向け商品説明資料



ニッセイ・ウェルス生命

指定通貨建終身保険
指定通貨建特別終身保険
指定通貨建特別終身保険(25)

この商品は、指定通貨建で、一時払保険料を上回る死亡保障を生涯確保できる終身保険です。
～さらに、介護保障の有無を選択することが可能です。～

告知コース

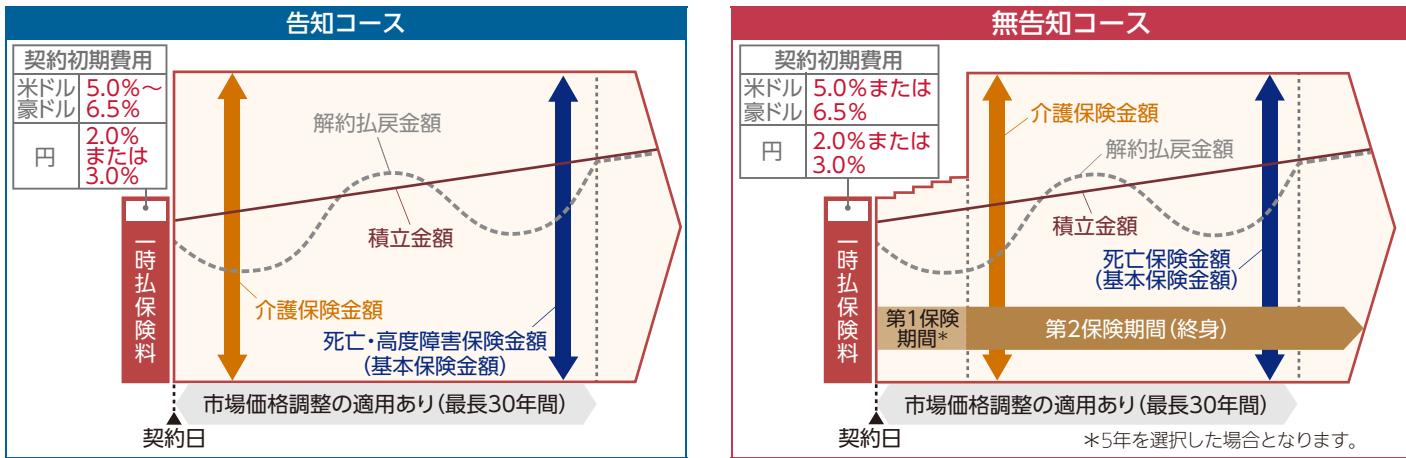
- 健康状態について、告知または医師の診査が必要となります。
- ご契約からすぐに、一時払保険料を上回る死亡保障を確保できます。

特徴

無告知コース

- 健康状態の告知なしで、ご加入いただけます。
※被保険者が入院中の場合など、ご加入いただけない場合があります。
- 第1保険期間経過後に死亡保障が大きく増加します。

【しくみ図】※しくみ図は、商品性を簡略したイメージ図で、介護保障あり（介護保障割合100%）を選択した場合となります。



商品の概要

		告知コース	無告知コース
指定通貨		米ドル・豪ドル・円	
主な保障内容	死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられた場合にお支払いします。	
	高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、ニッセイ・ウェルス生命所定の高度障害状態になられた場合にお支払いします。	取扱いはありません。
	介護保険金（介護保障ありの場合）	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき*、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたときにお支払いします。 (認知症・介護保険金特則付加)	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき、またはニッセイ・ウェルス生命所定の認知症による状態に該当されたとき（第2保険期間中）にお支払いします。 (認知症・介護保障特則付加)
保険期間		終身	
解約払戻金		あり（市場価格調整適用）	
配当金		なし	

* 公的介護保険制度の要介護認定を受けていない場合、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態になられた場合はお支払いの対象となる場合があります。
※ご契約の時期や募集代理店によっては、取扱内容が異なる場合があります。

■この保険のリスクと費用について

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、契約初期費用（指定通貨が外国通貨の場合は契約年齢に応じ、一時払保険料の5.0%～6.5%、円貨の場合は2.0%または3.0%）、保険期間中の費用（死亡保障や介護保障ありの場合は介護保障に必要な費用等）の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要等を説明したものであり、商品内容の全てを記載するものではありません。